

公定価格に関するお知らせ事項

(1) 短時間勤務職員の活用について

「規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月29日規制改革推進会議）」において、「保育士不足の背景として、短時間保育士を活用する環境が不十分であるという点がある。」とされ、「内閣府は、地方自治体向けに公表している「公定価格に関するFAQ」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方を追記し、地方自治体に周知する。」こととされました。

そのため、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」の（NO.2）に、短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについてFAQ（NO.9）を参照する旨の注を追記する予定です（下線部分）。

【公定価格に関するFAQ（よくある質問）】

No.	施設・事業	事項	質問	回答
2	(略)	基本部分 (配置基準)	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(保育士)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児 30人につき1人、3歳児 20人につき1人、1、2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人 ・ 利用定員 90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 <p>(事務職員) 非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要)</p> <p>(調理員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員 40人以下の施設は1人、41人以上 150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤) <p><u>教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、NO.9を参照すること。</u></p>

なお、同FAQ (NO.9)において、<常勤換算値を算出するための算式>により算出される常勤換算値について、「(小数点以下の端数処理は行わない)」と記載しているところですが、一部異なった取扱いをされている事例があるようですので、適切な運用をお願いします。

No.	施設・事業	事項	質問	回答
9	(略)	基本部分 (配置基準)	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることのできるのか。	<p>短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の教育・保育従事者 次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てること ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任は原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであ って当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、 最低2名)配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該 短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること <p>1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上 勤務する者についても 同様に取り扱うこととします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算すること とします。 <p><常勤換算値を算出するための算式> 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事す る者の1か月 の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)</p>

(2) 各施設等から提出を求める申請書類の簡素化について

平成 29 年 12 月 12 日に開催された規制改革推進会議の資料 2 - 2 「各府省に改善方策の検討を求める書式等(案)」において、事業者団体より施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書の様式や提出回数が自治体によって異なっており、事務負担が大きいという意見があることから改善方策の検討を求めることとされております。

給付費の請求に関して各施設等が提出する各種加算の申請様式については、留意事項通知により定めているところですので、ご活用いただきますようお願いいたします。また、それらの提出等に関しても、FAQ(No.70)において、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合には、申請書の提出等を求めるものではないことをお示ししております。

引き続き、事業者等への負担軽減にも配慮いただきながら適切な事務の執行にご協力いただけますようお願いいたします。

No.	施設・事業	事項	質問	回答
70	(略)	基本部分 (配置基準)	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合(満たさなくなった場合)はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月(月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月)から単価が変更されます。 ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書等を提出するのではなく、加算要件を満たさなくなった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。 (この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うこととなります。)

【参考】

「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」については、内閣府HPに掲載しております。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集

規制改革推進に関する第 2 次答申 (抄)

平成 29 年 11 月 29 日

規制改革推進会議

④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

【a:平成 29 年度実施、b:平成 29 年度実施、c:平成 29 年度実施、
d:協議会が設置され次第速やかに検討開始、
e:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

保育士不足の背景として、短時間保育士を活用する環境が不十分であるという点がある。例えば、常勤保育士と短時間保育士の間の助成金制度に差を設けている地方自治体があり、それが、短時間保育士の採用を進めにくくしていることがある。

したがって、保育士不足により保育サービスの提供ができない状況を防ぐため、短時間保育士の活用を始めとする以下の a から c までを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて d 及び e を実施する。

- a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日厚生省児童家庭局長通知）を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。
- b 内閣府は、地方自治体向けに公表している「公定価格に関する FAQ」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方を追記し、地方自治体に周知する。
- c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。
- d 都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、管内市区町村ごとの必要保育士数と確保数、キャリアアップのための研修等の人材確保策を策定する等、必要数を確保できる見込みがない市区町村に対して支援を行う。
- e 都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育士等の子供保育所等の優先利用について調整する。

本答申においては、平成 32 年度までに待機児童が解消されることを目指し、最大限の取組が行われるよう検討を行った。しかし、保育所や保育サービスの多様化が今後更に進むことが予想される中、今後は、実施事項の取組状況を踏まえながら、国から社会福祉法人以外への国有地の直接貸付けや、多様な保育所間で異なる従事者基準（職員に占める保育士資格保有者の割合）の妥当性の検証も含め、総合的に保育分野の規制改革に取り組んでいくべきである。

各府省に改善方策の検討を求める書式等(案)

【内閣府】

.認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書..1

【警察庁】

.車庫証明申請書・理由書 2

【総務省】

3.納税証明書交付申請書	3
4.保険契約照会様式.....	6
5.給与等照会様式.....	7
6.個人事業税に係る納税通知書・納付書	9
7.自動車税に係る納税通知書・納付書	11
8.軽自動車税に係る納税通知書・納付書	14
9.法人設立等届出書	16
10.給与支払報告 / 特別徴収に係る給与所得者異動届出書.....	18
11.給与支払報告書（総括表）	20
12.特別徴収税額通知書	22
13.特別徴収切替届出書	31
14.不動産取得税に係る納税通知書・納付書	33
15.固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書	35
16.都市計画税に係る納税通知書・納付書	40
.自動車税・自動車取得税に係る申告書	45
.事業所税に係る申告書・納付書	46
.法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書	47
.入札参加資格申請書・添付書類	48
.危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	51
.危険物保安監督者選任・解任届出書	52

【厚生労働省】

23.指定訪問介護事業者の指定の申請書	53
24.指定訪問看護事業者の指定の申請書	54
25.指定通所介護事業者の指定の申請書	55
26.指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書	56

改善方策の検討を求める書式等一

所 管 府 省	内閣府 (共管府省:)
書式等の名称	認可保育所の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書
手続の根拠規定	子ども・子育て支援法附則第6条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>保育関係の補助金申請等において、申請内容にほぼ違いはないのに、都道府県・市区町村ごとでフォームが相違しており、事務的に個々に確認しながら対応するのは大変であり、本業である保育業務にも支障が生ずるし残業対応になる。</p> <p>例えば、全国一律公定価格(給付費)請求に係る特定加算部分にあたる「主任保育士専任加算」の申請については、国が上記手続きに関連して下記の条件を設定しています。</p> <p>-----</p> <p>「主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善 加算等の職員 配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設」</p> <p>-----</p> <p>国が上記のように設定したものを各地方自治体で解釈し、添付エクセルの表のように多岐にわたる様式で事業者に要請します。ワードであったりエクセルであったり、月1回の提出であったり、年1回の提出であったりまちまちなっています。</p> <p>申請件数としては、保育所ごとなので事業者が有する施設数に年間提出回数に連動し、数十、数百になる場合もあります。</p> <p>もともと保育事業の現場は事務がたくさんある中で、様式が違うため、記入に非常に時間がかかり、時間外労働も発生しております。</p> <p>また、内容が専門的になってしまうので引継ぎ等も大変であり、人繰りも的確にしにくい。</p> <p>また、そもそも保育所設営充実の動きも阻害しかねない。</p> <p>国が統一的なフォームを示す等煩雑さを軽減する工夫が必要不可欠。</p> <p>なお、この点につき、本年5月に保育所の設置等に関して提言を出した際にも言及済み。</p> <p>https://jane.or.jp/upload/topic627/topic_1.pdf</p> <p style="text-align: right;">(新経済連盟)</p>	